

組合員のみなさまへ

### 所得税の確定申告書の確認及び書類の保管のお願い

まもなく所得税の確定申告期間も終わりますが、被扶養者の認定を受ける場合や被扶養者の資格調査にあたり、営業所得・不動産所得・農業所得などの収入がある者の場合は、収入額の確認書類として、確定申告書の写し及び収支内訳書等の写し（諸経費を明確に確認できる書類）の提出が必要となりますので、書類を大切に保管していただけますようお願いいたします。

なお、被扶養者の所得とは、所得税法上の所得をさすものではなく、社会通念上明らかにその所得を得るために必要と認められる経費を控除した額で判断します。

また、今回の確定申告により、年間所得が被扶養者の認定基準額を超えた場合には、被扶養者の取消しの手続きをお願いいたします。

#### 【共済組合が必要経費として認めている経費】

は認める経費、×は認めない経費

科目	一般事業所得	不動産所得	科目	農業所得
売上原価		×	雇人費	
給料賃金			小作料・賃借料	
外注工賃		×	減価償却費	×
減価償却費	×	×	貸倒金	×
貸倒金	×	×	利子割引料	×
地代家賃			租税公課	×
利子割引料	×	×	種苗費	
租税公課	×	×	素畜費	
荷造運賃	×	×	肥料費	
水道光熱費		×	飼料費	
旅費交通費	×	×	農具費	
通信費	×	×	農薬衛生費	
広告宣伝費	×	×	諸材料費	
接待交際費	×	×	修繕費	
損害保険料	×	×	動力光熱費	
修繕費			作業用衣料費	×
消耗品費		×	農業共済年金	×
福利厚生費	×	×	荷造運賃手数料	×
雑費	×	×	土地改良費	×
			雑費	×

被扶養者の年間所得が認定基準額の 130 万円（60 歳以上の公的年金等の受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては 180 万円）以上となった場合は、被扶養者資格を欠くこととなります。遡及して被扶養者資格を取消すことのないよう被扶養者の収入について留意していただけますよう引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

担 当:年金課 資格担当  
T E L :055 -232 -7311